インフルエンザによる出席停止についてのお知らせ

インフルエンザは、学校保健安全法に定められている学校感染症のひとつです。医師によりインフルエンザと診断された場合は「出席停止」となり欠席にはなりません。医師の指示にしたがい、感染の恐れがなくなるまで登校を見合わせてください。出席停止期間は法律で定められています。

【インフルエンザの出席停止期間】

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで

登校する際は、**保護者が下記の登校連絡票に必要事項をご記入**の上、児童に持たせてください。**医療機関からの証明は必要ありません**。

<インフルエンザ発熱期間と登校開始日の目安(児童生徒の場合)>

発熱	0	1	2	3	4	5	6	7	8
期間	日目	日目	日目	日目	日目	日目	日目	日目	日目
1 日間	(3)	(3)	:	:	\odot	(C)	登校 可能		
2 日間	(3)	(3)	(:)	(i)	\odot	(;)	登校 可能		
3 日間	(3)	(3)	(3)	(<u>:</u>)	\odot	(;)	登校 可能		
4 日間	(3)	(3)	@	(3)	(3)	(:)	登校 可能		
5 日間	(3)	(3)	@	@	(3)	(3)	()	登校 可能	
6 日間	@	@	@	@	@	@	\odot	\odot	登校 可能

※発症日の翌日を1日目と数えます。

発熱あり・・・② 発熱なし・・・②

【参照】東京都医師会 学校医会会報 (2012 年 11 月 15 日発行 vol227)

府中市立若松小学校長 宛 年 月 日 登校連絡票 (インフルエンザ) 年 組 児童氏名 保護者氏名 印 診断を受けた医療機関名() 出席停止期間 月 日 から 月 日) 診断されたインフルエンザの型 (インフルエンザ 型)※診断された場合のみ記入 医師より感染のおそれがなく、登校可能との指示をいただきましたので、

本日 月 日より登校いたします。

※診断書などの証明は必要ありません。全ての箇所に保護者がご記入ください。